ＪＵテントリ（展示車取引）

運営規程

株式会社 JU コーポレーション

ＪＵテントリ（展示車取引）運営規程

株式会社ＪＵコーポレーション（以下「ＪＵＣ」という）は、ＪＵテントリ（展示車取引）（以下「展示車取引」という」）の適正な運用と利用をはかるため、この規程を定める。

第１章　総　　則

第１条　用語の定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① ＪＵナビ　：ＪＵナビ会員が、ＪＵＣ運営のウェブサイト「ＪＵナビ」を経由して参加会場が運営するオートオークションに応札・入札できる「ＪＵリアルネットシステム」ならびに「ＪＵ入札ネットシステム」（「即落サポート」および「展示車取引」を含む）の総称。

② ＪＵテントリ（展示車取引）　：ＪＵナビ会員が、保有車両を自己の店舗に展示したまま、インターネットを経由して、ＪＵＣが運営するＪＵナビの登録ファイルに売却希望価額を登録して共有在庫車両として公開する方法による売却システム。

③ ＪＵトレード　：ＪＵナビが持つ機能（リアル・入札・即落）を利用して、ＪＵナビ会員およびＪＵトレード会員がＪＵＣを介して参加会場で車両を落札するシステム。

④ ＪＵナビ会員　：ＪＵリアル会員およびＪＵ入札会員で、ＪＵナビ利用細則にもとづきＪＵナビに参加が可能となった者。

⑤ ＪＵトレード会員　：ＪＵナビ会員以外で、ＪＵトレード運営規程に基づいてその会員となった者。

⑥ 中商連　：日本中古自動車販売商工組合連合会。

⑦ 組合　：中商連傘下の各県中古自動車販売商工組合および北海道の事業協同組合。

⑧ 中商連規約　：中商連が定めた「中商連オートオークション規約」および「中商連オートオークション運営規程」の総称。

⑨ 会場規約　：参加会場が定めるオートオークション規約。

⑩ 展示車取引利用細則　：運営規程に基づきＪＵナビ会員およびＪＵトレード会員（以下、「会員等」という）が展示車取引を利用するときの具体的な運用方法を定めた規定（以下、「利用細則」という）

⑪　展示車取引出品者：展示車取引に車両情報登録をして所有車両を出品登録した者（以下、「出品者」という）

⑫　展示車取引申込者：展示車取引に落札のための申込みをした者（以下、「申込者」という）

⑬　展示車取引落札者：展示車取引により車両を落札した者（以下、「落札者」という）

第２条　展示車取引に適用される規約・規程

１　展示車取引での取引に関しては、中商連規約およびこの運営規程が適用される。

２　展示車取引の運用に関しては、この運営規程ならびに利用細則に関する各規定が適用される。

第３条　展示車取引の仕組み

１　展示車取引のシステムは、ＪＵナビに付帯する形で構築される。

２　展示車取引への車両出品登録は、出品登録をする者が、自己検査を含む自主申告により車両情報および車両評価の登録をする方法により行う。

３　会員等は、本条２項の方法で登録された車両情報をＪＵナビのｗｅｂ上で検索し、希望車両に対し落札申込みをした後、当該車両の在庫の有無および落札価額の是非を確認の上、当該車両の取引を成立させることができる。

４　展示車取引のシステム構築費用およびシステム運営費用は、ＪＵＣが負担する。

第４条　組合とＪＵＣとの業務提携契約

１　組合とＪＵＣは、展示車取引の推進に関する業務提携契約を締結する。

２　前項の契約が締結されたとき、組合は第５条に定める役割を果たすものとする。

３　本条１項の契約が締結されたとき、ＪＵＣは第６条に定める役割を果たすものとする。

第５条　組合の役割

１　組合は、自己の会員に対し展示車取引への出品登録の促進および出品の取りまとめを行う。

２　組合は、会員から出品登録の代行の要請があった場合、別途定める代行登録料を徴収して当該車両の出品登録を行う。

３　組合は、出品登録の促進策として会員への登録説明会を開催する。

４　組合は、ＪＵＣより要請があった場合、ＪＵＣと協力して自己の会員に向けた出品促進策を実施する。

第６条　ＪＵＣの役割

１　ＪＵＣは、展示車取引システムをＪＵナビ内に構築するとともに、その仕組みが正常に運営されるようシステム等を管理・運営する。

２　ＪＵＣは、展示車取引を成立させるため、取引仲介業務を行う。

3　ＪＵＣは、展示車取引による会員の落札があった場合、落札車両代金、落札手数料および自動車税精算金等の落札者として履行すべき金銭（以下、「落札代金等」という）の支払、落札車両の搬出、登録関係書類（以下、「書類」という）の受け渡し、およびクレームへの対応等をする。

第７条　中商連の役割

1　中商連は、展示車取引の推進のためＪＵＣと協力して、組合への事業推進の要請、機関紙でのＰＲ・告知、会員への啓蒙活動等を行う。

2　中商連は、本事業所管の委員会において、本事業の推進のための諸施策の検討とその実施へ向けての支援を行う。

第２章　展示車取引の運用

第８条　車両の評価と登録

1　出品登録をしようとする者は、自らの責任に基づき車両基本情報および車両状態の評価結果等をＪＵナビの登録ファイルに登録しなければならない。

2　前項の登録方法、車両評価の基準等はＪＵＣが別途定める方法・基準により行うものとする。

第１１条　落札と車両の引渡しと名義変更等

1　展示車取引の落札があったときは、ＪＵＣおよび当該落札者は、それぞれ下記の各号に定める対応、処理等を行わなければならない。

② 落札者は、落札車両の引渡を受けた後速やかに落札車両とｗｅｂ上の記載事項を確認し、検収する。

③ ＪＵＣは、自己が提携する宅配便業者によって書類が落札者に引き渡されるように取り計らい、落札者は、遅滞なく移転登録等を行う。

2 落札者は、利用細則に従って落札車両の登録名義変更をしなくてはならない。

第３章　クレーム処理基準

第１４条　クレーム処理基準

１　会員等は、展示車取引による落札にかかわるクレームについて、中商連規約（ＪＵクレーム処理基準を含む）および展示車取引クレーム処理基準に基づく処理がされることを承諾する。ただし、中商連規約と展示車取引クレーム処理基準が抵触する場合は、展示車取引クレーム処理基準を優先する。

２　前項のクレーム処理について出品者と落札者の間で紛議が生じたときは、ＪＵＣがこれを裁定するものとし、会員はこの裁定に服することをあらかじめ承諾する。

第４章　会員の評価および規程違反行為とＪＵＣの対応

第１５条　出品会員の評価

１　ＪＵＣは、自主申告に基づく出品車両の評価の信頼性を確保するため、出品車両に関わる会員等につき３段階の評価をし、展示車取引のｗｅｂ上にその評価を表示することができる。

２　前項の評価基準はＪＵＣが別途定めるものとする。

３　本条１項の評価判断は、前項の評価基準に基づきＪＵＣの諮問委員会が行う。

第１６条　禁止行為

会員等は、次の各号の行為をしてはならない。

①　展示車取引を利用する権利を譲渡または貸与すること。

②　展示車取引の取引に関し、申込者もしくは落札者が直接出品者に問合せること。

③　自社が出品した車両について展示車取引に関与すること。

④　一般消費者に対し、展示車取引の端末を直接に操作・検索させること。

⑤　一般消費者に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、展示車取引に関する落札金額および相場情報等を知らせること。

⑥　一般消費者に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、展示車取引の落札価格と手数料（入札料および落札料）のみで自動車を購入できるかのような販売誘引行為をすること。

⑦　一般消費者に対し、対面、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、他の自動車の落札価格情報を比較して落札車両の落札価格が安価であるかのような販売誘引活動をすること。

⑧　一般消費者に対し、ネット、出版物、チラシ等の方法の如何を問わず、他の中古自動車販売店が不当に高い利益を得ているとの誤解を与えるような宣伝広告をすること。

⑨　展示車取引から得られる情報をもとにしてオークション情報等のデータベースを構築すること。

第１９条　ペナルティー

ＪＵＣは、会員等が別紙「展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準」に該当したときは、同基準にもとづいてその者にペナルティーを課することができる。

第２０条　参加会場への通知

ＪＵＣは、会員について第１７条、第１８条および第１９条のいずれかの措置をとったときは、組合および中商連に対してその情報を通知することができ、会員はあらかじめこれを承諾する。

第５章　その他

第２１条　個人情報の利用

１　ＪＵＣは、落札された車両を落札店の指示に従って円滑に輸送する為、会員の名称、住所、電話番号および取引情報等の個人情報をＪＵＣが指定する陸送業者に提供できるものとし、会員はこれに同意する。

２　ＪＵＣは、展示車取引の落札後の検査等に円滑に対応する為、会員等の名称、住所、および電話番号等の個人情報を該当組合に提供できるものとし、会員等はこれに同意する。

第２２条　免責

１　ＪＵＣは、地上回線の障害、中継用機器の誤作動等を原因とする会員等の申込障害による遺失利益、誤落札、また、画面の誤操作によって会員に発生した損害について、賠償の責任を負わない。

２　ＪＵＣは、会員の手元からのＩＤおよびパスワード漏洩（理由の如何を問わない）による被害に対し一切責任を負わない。

第２３条　紛争の処理

ＪＵＣと会員は、両者の間において展示車取引に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第２４条　改正

１　ＪＵＣは、必要に応じ、中商連理事長の承認を得たうえ、この運営規程（「展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準」を含む）を適宜改正することができる。

２　ＪＵＣは、この運営規程を改正したときは、速やかにその内容を会員等に通知する。

3　この運営規程および利用細則の各改正は、ＪＵＣが各会員等に向けて、文書、あるいはウェブサイト上で改正の通知を発したとき効力を発する。

第２５条　利用細則の制定

ＪＵＣは、中商連理事長の承認を得たうえ、展示車取引の利用に関する細則の制定・改正をすることができる。

第２６条　附則

この運営規程は、平成２６年９月１５日より施行する。

平成２６年９月１７日　一部改正

以上

ＪＵテントリ(展示車取引)

利用細則

株式会社 JU コーポレーション

ＪＵテントリ（展示車取引）利用細則

第１章　総　　則

第１条　目的と定義

１　この利用細則は、ＪＵテントリ（展示車取引）運営規程（以下、「運営規程」という）第２５条に基づき、ＪＵナビ会員およびＪＵトレード会員による展示車取引利用上の細目を定めることを目的とする。

２　この利用細則の用語の意義は、運営規程で定義されたものと同一とする。

第２条　展示車取引の仕組み

１　展示車取引は、ＪＵナビの追加機能として構築される。

２　展示車取引は、会員が、インターネットを経由してＪＵナビの登録ファイルに自己の保有車両の情報を登録し、ＪＵナビｗｅｂ上で開示された同情報をもとにＪＵナビ利用者が車両を購入できる仕組みとする。

３　展示車取引の掲載期間は、最大９０日とする。但し、掲載期間終了後、出品店の責任において、掲載を継続することができる。

第２章　利用方法と利用料金

第３条　展示車取引の利用方法

１　出品者および落札希望者は、ＪＵナビｗｅｂ上での購入申込等の操作およびＪＵＣの電話等での仲介により展示車取引を利用することができる。

２　取引の成立は、落札希望者の購入申し込みに対し、出品者がｗｅｂ上で確認の操作をした時点又はＪＵＣに購入の確認のＦＡＸを送付しＪＵＣがこれを受領した時点とする。

第３章　出品登録・検査・クレーム・解約・支払い等

第５条　出品者の義務

１　出品車両の点検整備を綿密に行い、落札者の立場に立って仕様・品質・不具合・欠陥の程度を誠実に申告しなければならない。

２　出品車両の情報についてはすべて責任を負い、クレーム等のトラブルが生じた際には、その処理に責任を持ち、ＪＵＣの裁定に従うこと。

３　成約車両についての譲渡書類は、成約日から７日以内にＪＵＣに提出しなければならない。

４　出品車両の情報を、ＪＵＣが業務提携先に提供することを承認する。

５　出品車両の内容、状態が異なった場合は、速やかに出品情報の修正を行わなければならない。

第６条　出品可能車両、出品不可車両の条件

１　出品車両は、原則、以下の条件を備えていなければならない。

①　譲渡書類を完備していること

②　ＪＵＣが別に定める検査基準に沿った検査を受けた車両であること

③　自走可能であり、保安基準に適合し得る車両であること

④　正常に使用できる付属品（スペアタイヤ、クリップレンチ、ジャッキ）が添付されていること

２　出品者は、以下の条件のいずれかに該当する車両等は出品してはならない。

①　評価点が２点、１点、ブランクのいずれかである車両

②　内外装補助評価がＥである車両

③　未登録車両

④　二輪車

⑤　農業機械、工業機械などの特殊車両

⑥　車両部品、船舶などの車両以外の物品

⑦　盗難車、接合車、冠水車、消火剤散布車

⑧　メーター改ざん車両（タコグラフ装着車のうち、タコグラフの製造年月が車両の初度登録より後の場合で、且つ装着時の記録がないものを除く）

⑨　走行不明車両

⑩　その他、共有在庫としてふさわしくないとＪＵＣが判断した車両等

第７条　出品情報入力

１　出品者は、ＪＵナビのｗｅｂ上の入力画面上で、基本車両情報・検査情報・特記事項等を入力する。

２　前項の情報内容の正誤については、全て入力した出品者の責に帰するものとする。

第８条　出品者による車両検査

１　出品者は、自己の責任において出品車の評価をする。

２　前項の出品者による検査基準等は、ＪＵＣが別途定める「展示車取引検査マニュアル」に定める。

第９条　オークション会場の検査情報等の利用

１　出品者は、自らの責任において、オークション会場に自ら出品して流札した車両および自らが落札した車両の情報を出品車両情報として利用することができる。

２　前項の情報利用の範囲は、ＪＵオークション会場における情報については車両評価を含めた一切の情報とし、提携企業会場における情報については車両基本情報に限定される。

第１０条　出品車両登録

１　出品者が、第５条、第６条、第７条、第８条、第９条に基づき出品情報を入力し、登録確認の操作をしたとき、出品車両の登録が完了する。

２　登録情報の内容については、オークション会場の車両情報、検査情報を含め、全て出品者の責に帰するものとする。

第１１条　クレームの期限・裁定基準

展示車取引のクレーム期限・裁定基準は、ＪＵＣが別途定める「展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準」記載のとおりとする。

第１２条　出品者都合による解約の場合

出品者は、車両の落札が自己の都合によって解約となったときは、ＪＵＣに対し、１台につきペナルティー５０,０００円＋成約料＋落札料＋陸送費用に相当する額の解約料を支払わなくてはならない。但し解約は、ＪＵＣ翌営業日の１７時までにＪＵＣに申請した場合に限る。

第１３条　落札者都合による解約の場合

１　ＪＵナビ会員の落札者は、車両の落札が自己の都合によって解約となったときは、ＪＵＣに対し１台につきペナルティー５０,０００円＋成約料＋落札料＋陸送費用に相当する額の解約料を支払わなくてはならない。但し解約は、ＪＵＣ翌営業日の１７時までにＪＵＣに申請した場合に限る。

２　ＪＵトレード会員の落札者は、車両の落札が自己の都合によって解約となったときは、ＪＵＣに対し１台につきペナルティー５０,０００円＋成約料＋落札料＋陸送費用に相当する額の解約料を支払わなくてはならない。但し解約は、ＪＵＣ翌営業日の１７時までにＪＵＣに申請した場合に限る。

第１４条　落札者のＪＵＣへの支払い

１　落札者は、ＪＵＣに対し、第１５条に定める期限までに、落札車両代金、第４条の利用料金および第５条に定める陸送代金を支払わなければならない。

２　ＪＵＣは、落札者が第１５条に定める期限内に前項の支払をしない場合、展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準に基づき延滞ペナルティーを落札者に課する。

第１７条　額の改定

ＪＵＣは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえで、第４条、第１１条、第１２条の成約料、落札料、解約料等の額を適宜改定することができる。

第４章　輸送

第１８条　輸送手配

１　ＪＵナビ会員およびＪＵトレード会員は、展示車取引で落札した場合、ＪＵＣ指定業者による輸送手配をしなければならない。ただし、輸送遅延等の理由からＪＵＣが同意する場合、落札者は自己独自に輸送手配ができる。

２　輸送料金の決済は、ＪＵＣ指定業者と落札者との直接決済とする。

第１９条　車両の引渡し

１　出品者は、成約日を含む４日以内に車両引渡しが行われるよう、対応しなければならない。

２　出品者は、車両引渡しの際、車両状態と出品情報の内容に差異がないことを確認しなければならない。

３　落札者は、車両到着の際、車両状態と出品情報の内容に差異がないことを確認しなければならない。

４　車両輸送中のＪＵＣ指定業者に起因した車両への損傷を除き、ＪＵＣおよびＪＵＣ指定業者は一切責任を負わない。ただし、ＪＵＣが認めたものについてはこの限りでない。また、車両輸送時の免責事項等の詳細については、ＪＵＣ指定業者の輸送規約に別途定めるものとする。

第５章　書類

第２０条　譲渡書類の完備

譲渡書類は、以下の条件を満たしているものとする。

１　全国の陸運支局または検査登録事務所でも登録可能な書類。

２　車検付き車両の場合自賠責保険証明書を必要とし､原則として承認請求書を添付する。

３　譲渡書類の有効期限が原則として成約日の翌月末まであるもの。万が一期限が満たない場合、落札者の承諾が得られたものに限り、ペナルティー１万円を支払うことにより早期名変扱いとする。

４　譲渡書類の授受および連絡については、ＪＵＣを介して行う。

５　出品票に登録番号が記載されているものはすべて名義変更扱いとして処理する。ただし、車検の残期間が翌月末までのものは継続車検に必要な書類を完備する。

６　譲渡書類はすべて差替え可能なものとする。

７　出品票に記載のある保証書、取扱説明書、記録簿等は書類と一緒にＪＵＣに送付する。車内に積み込んでいた場合における紛失等については、出品者責任とする。

８　保証書はメーカー発行のもので、かつ当該車両の保証書と判断でき、保障の継承が可能な状態に限る。

９　リサイクル料金の申告について預託済みである場合、出品票に金額および預託済みの申告を登録するものとするリサイクル券の不備またはリサイクル料金の申告に誤りがあった場合、落札者は書類到着日を含む７日以内、出品者は成約日を含む７日以内にＪＵＣに申告し、出品店は内容を修正しなければならない。

第２１条　書類不備

前条に該当しないものは、書類不備となり受付不可とする。

第２２条　譲渡書類の遅延罰則

１　出品者は、成約後７日（初日を参入する）以内に書類をＪＵＣ宛てに到着させるものとする。

２　ＪＵＣは、前項の書類到着期限が守られなかった場合、展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準に基づき、出品者に対し遅延ペナルティーを課する。

３　書類の一部不備による遅延も前項と同様に扱うものとする。

４　抹消成約した車両で、ナンバープレート外し忘れ等により書類提出に日数がかかった場合、原則としてこれを遅延日数に参入する。但し、参入する日数はＪＵＣが判断し、決定する。

５　成約日を含め２１日を経過してもＪＵＣに書類を提出しない場合、落札者のキャンセル申立を認め、展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準に基づき、出品者に対し遅延ペナルティーを課する。

第２３条　差替および再発行手数料

譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合、展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準に基づく手数料にて依頼ができる。但し、差替えの原因が明らかに出品者の責任とみられる場合は除く。また、申立は必ずＪＵＣを通じて行うものとし、直接名義人に申立した場合、３０,０００円のペナルティーが発生する。

第２４条　落札車の名義変更等の期限

１　落札者は、落札日の翌月末までに移転・登録抹消等の手続きを完了し、写しを落札月の翌々月５日までにＪＵＣに到着させなければならない。到着の確認は落札者の責任において行われるものとし、到着の未確認、および写しが不鮮明だったこと等によりＪＵＣが落札者に再提出を求めた場合、落札者はこれに応じなければならない。

２　前項の登録完了証明書とは、陸運支局が発行した車検証・抹消謄本・現在登録証明書のいずれかの写しとする。

３　第２項の証明書の提出について疑義が生じたときは、落札者が提出の事実を証明しなくてはならない。

４　落札者から落札車両の移転・抹消等の結果報告がない場合、ＪＵＣは現在登録証明書を取得したうえで確認する場合がある。その際は落札者に手数料３,０００円を請求する。

５　落札者が軽自動車の税止め申告を忘れたことにより、名義変更後に旧名義人に課税が発生した場合、罰則金を課す場合がある。

第２５条　自動車税相当額の処理

１　ナンバープレート付き車両が成約となった場合、ＪＵＣは自動車税未経過相当額（成約日の翌月から年度末まで）を落札者から預かる。また、軽自動車の場合は、名義変

更保証金として一律１万円を預かる。

２　ＪＵＣは、落札者からの名義変更完了通知をもって自動車税未経過相当額の精算を行い、原則成約月までを出品者の負担とする。新登録ナンバーが移転登録の場合は全額出品店に精算し、新登録ナンバーが抹消登録の場合は、抹消登録月に応じて出品者、落札者のそれぞれに対し精算を行う。軽自動車の場合、同年度中の名義変更の場合は全額、年度をまたいだ場合は年額を引いた額を落札者に精算する。

３　自動車税の未納が発覚し、落札者が継続検査を受けることができなかった場合、出品店はペナルティー１万円を落札店に支払う（自動車税納付期限内は除く）。また、落札者からの申告後７日以内に継続検査用納税証明書を提出することとし、提出期限を超えた場合、以後７日経過毎に１万円加算するものとする（ＪＵＣの承諾を得た場合、代理納付可能。車検満了日が翌月までの車両を対象とする）。

４　抹消登録をした場合の車検証の写しは、抹消登録完了月の末日までにＪＵＣへ到着させなければならない。

５　落札店が移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合は、登録完了日を含む３日以内に完了後の写しをＪＵＣに到着させなければならない。

６　上記第４項、第５項の到着が遅延した場合、落札時の預り金は出品者に精算する場合がある。

７　自動車税の還付金請求権譲渡書（還付委任状）はＪＵＣでは取り扱わないものとし、出品者の責任において管理するものとする。

８　ナンバー付き出品車両の自動車税はすべて完納しているものとする。未納だった場合は、速やかに出品店は完納しなければならない。

第６章　その他

第２６条　改正

ＪＵＣは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえ、この利用細則を改正できるものとし、改正をしたときは速やかにその内容をネット会員に通知する。

第２７条　附則

この利用細則は、平成２６年９月１５日から施行する。

以上

ＪＵテントリ(展示車取引)
クレーム・ペナルティー裁定基準

株式会社 JU コーポレーション

第１章　総　則

１．制定の目的

このルールは、株式会社ＪＵコーポレーション（以下、ＪＵＣという）が運営するＪＵテントリ（展示車取引）において、クレーム、ペナルティーの具体的運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

２．このルールの効力

このルールは、展示車取引運営規程の一部として定め、ＪＵＣは、これを遵守し、公平な運営を行うものとします。

第２章　出　品

１．出品者の申告義務

出品者は、展示車取引へ出品登録をするにあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に入力しなくてはなりません。

また、出品者は掲載する画像または文字データで確認する事のできる装備、付属品等の欠品、不具合等について、ＪＵＣの判断でクレーム対象となる場合があることに留意しなければなりません。

なお、虚偽入力、誤入力、入力洩れ等があった場合は、すべて出品者の責任となります。

２．出品者注意事項

出品者は、以下の事項に注意を払い、出品登録を行ってください。

①出品者は、不具合箇所・欠品等について申告する必要があり、紛らわしい申告の場合、ＪＵＣの判断によりクレームとなることがあります。

特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。また、内外装について申告と実際の車両に大きな差異がある場合も、ＪＵＣの判断によりクレームとなる場合があります。

②出品者は、成約車両の引渡しに際し、燃料切れにより車両移動に支障をきたすことの無いよう、十分な燃料を搭載する必要があります。

③車検付の車両を出品する場合は、出品登録時に車検年月、登録番号を入力する必要があります。出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となりますので、名義変更申請中車両（登録車）は法令順守の関係から出品できません。

④出品登録時の注意事項欄は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に申告するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を申告してください。

申告洩れ、又は、紛らわしい申告内容であるとＪＵＣが判断した場合はクレームとなることがあります。

⑤出品登録時のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー等）を入力するためのものです。なお、セールスポイントに入力できる装備品は、正常に作動することが前提となります。

セールスポイントに入力した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。

また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、ＪＵＣの判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。

⑥出品車両の乗車定員は、出品登録時に入力する必要があります。

バンの１ 列シート、ワゴン車の２ 列シートの乗車定員が未入力の場合等には、ＪＵＣの判断によりクレームとなることがあります。

⑦輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を入力する必要があります。

なお、未入力の場合は、不明として取り扱います。

⑧出品登録時の色入力欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を入力する必要があり、車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。

⑨社外品は、出品申込書の注意事項申告欄に入力する必要がありますが、当該社外品が正常に機能しない場合は、その不良内容等を入力してください。未入力の場合は、ＪＵＣの判断によりクレームとなることがあります。

⑩出品登録時の装備品入力欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ入力することができます。

社外品であるにも関わらず純正装備品として入力した場合はクレームとなります。なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。

⑪ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビＣＤ、リモコンキー等の付属部品は、書類と共にＪＵＣへ提出するものとします。出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもＪＵＣに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。なお、出品者は、ＪＵＣが付属部品を依頼してから７日以内に対応しなければなりません。

⑫出品登録時の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを入力してください。

なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に入力した装備品に関連する付属品等で、その動作に必要で重要な付属品であるとＪＵＣが判断した場合はクレームになることがあります。

⑬エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と入力する必要があり、入力のない場合はクレームとなります。なお、故意の隠蔽等、悪質であるとＪＵＣが判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を課すことがあります。

⑭特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車両本体と特殊・特装部品の年式に２年以上の隔たりがある場合は申告する必要があり、申告がない場合はクレームとなります。クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、

特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を入力して下さい。

⑮ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラーまたは専業店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。

⑯保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、または保証継承が可能な状態であるものとします。ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。

保証書は、書類と共にＪＵＣに提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもＪＵＣに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。

⑰記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または１２ヵ月点検）を行っているものとします。ただし、新車登録後１２ヵ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を１度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみなします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。記録簿は、書類と共にＪＵＣに提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもＪＵＣに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。

⑱落札者からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則としてＪＵＣを経由することとしますが、出品者、落札者双方の合意があれば出品者から落札者へ直接送付することができます。この場合の送料は出品者負担となります。

なお、出品者は部品対応することをＪＵＣに申し出してから、７日以内に対応しなくてはなりません。

３．走行距離入力における注意点

出品者は、出品車両の走行距離数の入力にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を入力し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品登録時にそのことを記載しなければなりません。

①走行距離計を交換した車両「＄」

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離入力欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を入力し、メーター交換車を表す「＄」マークを付記するとともに、注意事項欄に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」となり、出品できません。

②走行距離計の改ざんが明白な車両「＊」

メーター改ざん車は原則として出品できません。ただし、次項に定める条件を満たす車両に限り、メーター改ざん車を表す「＊」マークを付記するとともに、注意事項欄に「メーター改ざん車」と記載したうえで出品できるものとします。

③タコグラフ装着車

積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離入力欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

④セットアップ交換車

ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離入力欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

第３章　落　札

１．落札者注意事項

①落札車両と出品票の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品票の内容に相違があった場合は、ＪＵＣにクレームの申立をすることができます。

②出品リスト（出品一覧表）と出品票の記載内容に相違がある場合は、原則として出品票の記載内容を優先します。

③クレーム申立にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札者の負担となります。

④クレーム申立前もしくは申立中にＪＵＣの許可なく修理加修を行ってはいけません。

第４章　クレーム

１．クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、ＪＵＣは、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、ＪＵＣの裁定に従うものとします。出品者、落札者は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

また、業務提携先とのデータ連携により掲載されている車両のクレーム裁定について、自社出品車両が落札された場合は、展示車取引運営規程、利用細則、クレーム・ペナルティー裁定基準を採用し、業務提携先の出品車両を落札した場合は、業務提携先の規約・ルールに準じます。

２．クレーム申立方法

①落札者がクレーム申立をする場合、必ず~~ＪＵＣ~~ASを通して申立をしてください。理由の如何を問わず、~~ＪＵＣ~~ASの許可なしに出品者もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー３万円を課します。

②クレームの申立は、原則として落札車両１台に対して１回の申立とします。ただし、後日送付する書類等によって判明するクレーム等、ＪＵＣが認めた場合は、複数回の申立も可とします。

３．クレーム申立期間

（１）基本となるクレーム申立期間

原則として車両到着日を含めて３日以内の１７：００までとしますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日がＪＵＣの休業日に当たる場合は、ＪＵＣの判断により申立期間の最終日がＪＵＣ翌営業日になることがあります。

なお、ＪＵＣが手配した車両の到着が、諸般の事情により大幅に遅れる場合、ＪＵＣよりその旨を出品者に連絡します。出品者はこれに従わなければなりません。

（２）具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

４．クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、落札料および落札者でかかった諸経費は出品者負担となります。ただし、諸経費は事務局の認めたものとし（原則往復陸送費)、販売できなかったことによる落札者の逸失利益は含まれません。

５．クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則として契約解除、代金減額請求を受け付けません。

① クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合。
ただし、その際にかかる保証継承代として１万円を出品者へ請求します。

② 落札車両が初年度登録より１０年または走行距離が１０万㎞を経過している車両、並行輸入車の場合。ただし、出品登録時のセールスポイント欄の記載箇所、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤入力、入力洩れ等、ＪＵＣが重大であると判断した場合クレームとします。

③ クレームの対象となる部品代（新品価格）が２万円未満の場合。ただし、出品登録時のセールスポイント欄の入力箇所は除きます。なお、部品代をほとんど伴わず修理代が大半を占める場合は、ＪＵＣが認める範囲で修理代を含めます。

④ クレーム申立前もしくは申立中に第三者へ転売、オークションに出品し成約した場合、または落札者自ら移転登録、抹消登録した場合。ただし、走行距離問題車、冠水車、接合車、盗難車、車検証から発覚する誤入力はクレームの対象とします。

⑤ 出品登録時に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合。

⑥ 出品登録時に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合におけるエンジン・ミッションに関する不具合。なお、エンジンオーバーホールを要すものも含みます。

⑦ 出品票のタイヤの残り溝の相違。ただし、ＪＵＣが重大であると判断した場合クレーム対象となる場合があります。

⑧ 落札者が、ＪＵＣに対してクレーム申立を行った日より、その後７日間経過時点で再度連絡がない場合。

⑨ 日本国外へ輸出された場合（国内税関通過を含む)。

⑩ 別表においてノークレームと定めた事項の場合。
⑪ その他ＪＵＣが申立却下と判断した事項の場合。

６．代金減額請求の上限

落札価格２０万円未満の代金減額請求は、落札車両価格の２分の１を限度とします。

７．クレームと制裁

ＪＵＣは、参加者の悪質なルール違反に対し、このルールで定められたクレーム裁定とは別に、展示車取引運営規程・利用細則に基づき制裁を課すことがあります。

第５章 その他

１．福祉車両の消費税

福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の不良、欠品等の不具合がＪＵＣでは判断できないため、出品者による非課税申告がない限り消費税は計上します。ただし、落札者により非課税対象車であることが確認された場合は、出品者の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとします。課税車両および非課税車両の判断については、ＪＵＣにおいて各メーカーのお客様相談室に確認し、新車販売時非課税であると回答があった場合に限り非課税車両と判断します。なお、申立期間は書類発送日を含む７日となります。

第６章 雑　則

１．施行

このルールは、平成２６年９月１５日から施行します。
このルールは、平成２７年６月１７日から施行します。

別表Ⅰ　出品登録記載相違事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
		評価点付	R 点	10 年・10 万㎞超	
1	年式 （輸入車モデル年式含む）	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	キャンセル時：ペナルティー2 万円+諸経費 出品者申告より年式が新しい場合は、ノーペナキャンセル+諸経費のみ受付する。
2	初年度登録月	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	＜6 ヵ月以上の相違＞ キャンセル時：ペナルティー2 万円+諸経費 値引時：1 ヵ月あたり、普 5 千円、軽 3 千円 ＜6 ヵ月未満の相違＞ キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引時：1 ヵ月あたり、普 5 千円、軽 3 千円
3	車名	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	ＪＵＣの裁定による。
4	グレード相違 （パッケージオプションを含む）	書類発送日含む 7 日 または 車両到着日含む 3 日	書類発送日含む 7 日 または 車両到着日含む 3 日	書類発送日含む 7 日 または 車両到着日含む 3 日	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 ※車検証等、ＪＵＣが送付した書類から判別できない場合は車両到着日を含む 3 日以内とする。
5	2WD/4WD	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費
6	ディーラー・並行相違	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	
7	型式・排気量	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	
8	ドア・形状	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	
9	定員・積載	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	
10	車歴	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	レンタ・事業用等
11	車検	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引時：1 ヵ月あたり、普 5 千円、軽 3 千円 ＜車検付申告が抹消であった場合＞ キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引時：個別対応
12	走行距離相違	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ただし、ＪＵＣが相当と判断した場合に限る。
13	車体色相違	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	車体色と色コード（カラー番号）が異なる場合は、色コードを優先とする。
14	色替え	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	必要により現車確認とする。
15	シフト相違	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	フロア⇔コラム、AT⇔MT、5 速⇔4 速等
16	冷房の有無	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	
17	燃料相違	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ガソリン⇔ディーゼル等
18	セールスポイント欄の不良・有無	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	セールスポイントに記載された装備品が不良、欠品の場合は、年式・走行距離・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
19	装備品欄の有無	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	装備品欄に記載された装備品が不良の場合は、別表Ⅲのクレーム事項にて裁定する。
20	保証書の有無	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	＜メーカー規定保証期間内の車両＞ キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引き時：5 万円 ＜メーカー規定保証期間を経過している車両＞ キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引き時：2 万円（低価格車は 1 万円）
21	長さ・幅・高さ・型式指定・類別区分相違	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、ＪＵＣが相当と判断した場合はクレームとなることがある。

別表Ⅱ　重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
		評価点付	R 点	10 年・10 万㎞超	
1	修復歴車	車両到着日含む 3 日	-	車両到着日含む 3 日	必要により現車確認とし、落札金額 10 万円未満であってもＪＵＣが重大と判断した場合はクレームとする。
2	溶接パネル交換車 （リアフェンダー・サイドシル・エンドパネル等）	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	車両到着日含む 3 日	評価点 3.5 点以上に限る。 落札金額 10 万円未満はノークレームとする。
3	再検査による評価点「1.5 点」以上の差	車両到着日含む 3 日	-	車両到着日含む 3 日	
4	粗悪車	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、ＪＵＣによる現車確認の結果、相当と判断したもの。
5	メーター改ざん・交換・1 回転申告漏れ	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	キャンセル時：ペナルティー（出品者関与 10 万円・不関与 5 万円）+諸経費 出品者が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を課すことがある。 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、ＪＵＣが送付した書類から判明する場合は、ＪＵＣから書類発送後 1 ヵ月以内とする。
6	タコグラフ交換	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	キャンセル時：ペナルティー5 万円+諸経費 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、ＪＵＣが送付した書類から判明する場合は、ＪＵＣから書類発送後 1 ヵ月以内とする。
7	冠水車	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	ＪＵＣが相当と判断した場合に限り、ペナルティー5 万円+諸経費
8	接合車	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	ＪＵＣが相当と判断した場合に限り、ペナルティー5 万円+諸経費
9	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品者が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10 万円、ＪＵＣが認める諸経費をＪＵＣに返還するものとする。
10	消火器の散布跡車	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	必要により現車確認とする。
11	エンジン乗せ替え （規格外）	書類発送日含む 1 ヵ月	書類発送日含む 1 ヵ月	書類発送日含む 1 ヵ月	キャンセル時：ペナルティー2 万円+諸経費
12	ミッション乗せ替え （規格外）	書類発送日含む 1 ヵ月	書類発送日含む 1 ヵ月	書類発送日含む 1 ヵ月	FA⇔F5、AT⇔MT 等 キャンセル時：ペナルティー2 万円+諸経費

別表Ⅲ　具体的クレーム事項の受付期間と裁定

		クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
			評価点付	R 点	10 年・10 万㎞超	
内装	1	内装焦げ・切れ・しみ・異臭	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	ただし、ＪＵＣが相当と判断した場合に限る。
	2	雨漏れ	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	ただし、ＪＵＣが相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。
	3	ダッシュ・グローブボックス等の不良および内装の改造	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	ただし、ＪＵＣが相当と判断した場合に限る。
	4	内装標準装備の欠品（ヘッドレスト、シート等）	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	部品代 2 万円以上のものとし、新車時有効車検（1 回目の車検満了）以内の車両、または 1 回目の抹消までとする。
	5	ジャッキ・工具・スペアタイヤの欠品	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ（パンタグラフ 3 千円・油圧 5 千円）、スペアタイヤ（普通車 5 千円・軽 3 千円）
	6	8 ナンバーキットの欠品	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	欠品の申告がなかった場合、現品支給または 5 万円を上限に値引きとする。
外装	7	ガラス	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8	鉄粉・Ｐ付着	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9	塩害	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	必要により現車確認とする。 塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、ＪＵＣが相当と判断したもの。
	10	レンズのヒビ・ドアミラー損傷	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11	タイヤ・ホイル規格外・スタッドレス	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイルとも普通車 1 本 5 千円・軽自動車 1 本 3 千円の値引きとする。 R 点のスタッドレスはノークレームとする。
	12	外装標準装備品の欠品	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	部品代 2 万円以上のものとし、新車時有効車検（1 回目の車検満了）以内の車両、または 1 回目の抹消までとする。
電装	13	P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から５年以内の車両に限りクレームとする。
	14	マルチＴＶ・テレビ・ナビ不良	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から５年以内の車両に限りクレームとする。
	15	イモビ不良	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可とする。（ 複数のメインキーがある場合、１つでもあれば可とする。）
	16	オーディオ不良	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から５年以内の車両に限り値引き 1 万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
	17	サンルーフ不良	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から５年以内の車両に限りクレームとする。
	18	エアコン不良	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から５年以内の車両に限りクレームとする。
	19	パワースライドドア不良(パワーバックドア含む)	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から５年以内の車両に限りクレームとする。
	20	セルモーター・ダイナモ不良	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から５年以内の車両に限りクレームとする。
	21	メーター類不良（積算計は除く）	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代３万円以上のものとする。
機関	22	エンジン上部（タペット・バルブ・ヘッド不良）	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	23	エンジン下部（メタル・ピストン異常・焼き付き・圧縮不足等）	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	24	噴射ポンプの不良または燃料漏れ	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	25	ターボ・スーパーチャージャー不良および改造	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日		必要により現車確認とし、初年度登録から７年以内の車両に限りクレームとする。
機構	26	ラジエーター・ウォーターポンプ不良	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から７年以内の車両に限りクレームとする。
	27	マフラー不良（腐食等）	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から５年以内の車両に限りクレームとする。
	28	クラッチ滑り	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	軽微な滑りは除く。
	29	ＭＴミッション不良（ギア鳴き等）	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	オイル漏れはノークレームとする。
	30	ＡＴミッション不良（滑り・ショック・タイムラグ）	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	オイル漏れはノークレームとする。滑りは必要により現車確認とする。
	31	デフ・トランスファー・カップリング不良	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	オイル漏れはノークレームとする。ただし、カップリング不良については、10 年・10 万 Km 超はノークレームとする。

		クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
			評価点付	R点	10年・10万km超	
機構	32	ドライブシャフト不良	車両到着日含む3日	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	33	ＡＳＢ・ブレーキ不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 パット・ローター等の消耗品はノークレームとする。
	34	エアバック不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 故意の隠蔽等、悪質であるとＪＵＣが判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
	35	ショック・サス不良（エアサス・アクティブのみ）	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 へたりはノークレームとする。
	36	パワステ・ギアボックス・ポンプ・4WS不良	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	37	キー違い(エンジンとドアキーが違う場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
その他	38	職権打刻（国産のみ）	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	
	39	登録遅れ	書類発送日含む7日 または 車両到着日含む3日	書類発送日含む7日 または 車両到着日含む3日	書類発送日含む7日 または 車両到着日含む3日	マイナー・モデルチェンジから6ヵ月以上を経過したもの。 ※車検証等、ＪＵＣが送付した書類から判別できない場合は車両到着日を含む3日以内とする。
	40	型式改・構造変更の表示なし	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	
	41	型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	42	記録簿の有無	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	値引き時：2万円
	43	ワンオーナー	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	キャンセル時：ペナルティー2万円+諸経費 値引き時：2万円
	44	メーター（積算計）の故障	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	
	45	装備品欄に関する附属品の欠品	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	部品代2万円以上のものとする。ナビロム、リモコンなど
	46	標準装備品に関する附属品の欠品 （ナビＣＤ・リモコン・ＣＤマガジン・リモコンキー等）	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	部品代2万円以上のものとする。
	47	標準装備品のスマートエントリー・インテリジェントキー欠品	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	部品代2万円以上のものとする。 セールスポイント欄、後日品欄に記載がある場合は、メカニカルキーなどの欠品がないこと。
	48	ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合	部品発送日を含む5日	部品発送日を含む5日	部品発送日を含む5日	セールスポイント欄に記載されたナビについては、10年・10万km超車両のクレーム受付期間についても部品発送日含む5日間とする。
	49	社外品の申告漏れ	車両到着日含む3日	ノークレーム	ノークレーム	ただし、ＪＵＣが相当と判断した場合に限る。
	50	コーションプレート欠品の申告もれ	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	車両到着日含む3日	
	51	車検証備考欄の走行距離相違	書類発送日含む1ヶ月	書類発送日含む1ヶ月	書類発送日含む1ヶ月	記録簿で確認できる場合：ノーペナキャンセル＋諸経費 記録簿で確認できない場合：キャンセル時ペナルティー5万円＋諸経費
	52	落札金額10万円以下の車両（落札価格に手数料は含まない）				出品者の掲載相違については原則値引き対応。 修復歴、エンジン・ミッション等主要箇所の重大な不具合の場合はＪＵＣの判断とする
	53	前項各本文に該当する場合でも、ＪＵＣが相当と認めた場合				クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。

別表Ⅳ　ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
1	落札者都合によるキャンセル	該当車両の落札日から翌営業日 17：00 までにＪＵＣに申立を行った場合に限り、売買契約の解除を行うことができる。 ただし、期日の最終日がＪＵＣの休業日に当たる場合は、ＪＵＣの判断により申立期間の最終日がＪＵＣ翌営業日になることがある。 ペナルティー5 万円＋成約料＋落札料+ＪＵＣが認める諸経費（販売遺失利益は含まない）とする。
2	出品者都合によるキャンセル （書類提出不可能な場合を含む）	該当車両の落札日から翌営業日 17：00 までにＪＵＣに申立を行った場合に限り、売買契約の解除を行うことができる。 ただし、期日の最終日がＪＵＣの休業日に当たる場合は、ＪＵＣの判断により申立期間の最終日がＪＵＣ翌営業日になることがある。 ペナルティー5 万円＋成約料＋落札料+ＪＵＣが認める諸経費（販売遺失利益は含まない）とする。
3	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札者は車検満了日の前月から請求することができる。（必ずＪＵＣを介して申し出すること） ＪＵＣから出品者へ請求した日より１０日以内にＪＵＣへ提出されない場合、ペナルティー１万円。 以降１週間経過毎に１万円を加算。
4	ＪＵＣの定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合	ペナルティー１万円　以降１日経過毎に２千円を加算
5	落札日を含め２１日を経過してもＪＵＣに書類を提出しない場合	落札者のキャンセル申立を認めペナルティー１０万円（上記④の延滞ペナルティー含む）＋出品料 ＋成約料＋落札料＋ＪＵＣが認める諸経費（販売遺失利益は含まない）
6	落札日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録しない場合	名義変更期限より　１～７日遅延：ペナルティー１万円 ８～１４日遅延：ペナルティー２万円 １５～２１日遅延：ペナルティー３万円 以降、上記計算方法により１万円を加算
7	落札日の翌々月５日までに移転登録または抹消登録の完了証明（名変コピー等）ＪＵＣに提出しない場合	ペナルティー１万円
8	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー１万円
9	落札日含む７日を経過しても落札代金を決済しない場合	JU ナビ&JU トレードの利用を一時停止する。１日あたり、落札台数 ×２千円のペナルティー。なお、ＪＵＣは、落札代金決済の遅延が重なる者について、JU ナビ&JU トレードの会員登録の取消しをすることができる。
10	譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合	下記金額にて差替え依頼ができる。（必ずＪＵＣを介して申出をすること） 印鑑証明書･･･３万円 委任状･･･２万円 譲渡証･･･２万円 その他証明書（謄本・抄本・住民票等）･･･２万円 入力申請書･･･２万円
11	出品者が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札者がそれを承諾した場合 （出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く）	出品者より落札者へ１万円を支払う。
12	書類一式（移転・抹消）を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 （必ずＪＵＣを介して申出をすること） ＜普通車＞ 出品者名義の場合･･･５万円（実費含む） その他名義の場合･･･１０万円（実費含む） ＜軽自動車＞ 出品者名義の場合･･･３万円（実費含む） その他名義の場合･･･５万円（実費含む）
13	落札車両の名義変更前に起こした違反（駐車違反、その他違反行為）により、出品者側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合	ペナルティー３万円

中商連オートオークション

検査基準

（改正記録）

平成25年4月1日施行

出品自動車の評価と検査

1．主催商組は、自己が主催するＪＵオークションに出品された自動車について、検査員に品質評価をさせ、その結果をオークション参加者全員に公表します。

2．主催商組は、中商連が認定した検査員により、前項の評価をするのに必要な限度で出品自動車の検査をします。

3．前二項の検査員による評価と検査は、出品自動車の内外装の状態および事故修復歴の有無の確認等に限って行い、機関、機構等走行上の機能の状態については対象としません。

4．１項の品質評価については、別表Ｉから別表Ⅴの基準を別に定めます。

5．主催商組が行う品質評価およびその結果の公表にかかわらず、出品者および落札者は、オークション売買における出品自動車の品質評価を自己の責任において行うものとし、これについて主催商組および検査員に対し一切の責任を問えないものとします（この品質評価は、オークションの参考資料を提供するものであって、主催商組が当該自動車の品質保証をするものではありません)。

修復歴車

修復歴車とは、過去に交通事故その他の災害により、車体の骨格部位を損傷し、「修正」あるいは部品「交換」により修復したもので、別表Ｉに掲げる事項のいずれかに該当する自動車をいい、日本オートオークション協議会の修復歴判定基準に準じます。

流通過程での未修復の「現状車」も同様の判定基準を適用します。

（別表Ⅰ）

修復歴及び骨格の基本定義

1．下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。

2．但し、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は、骨格としない。

	骨格部位	修復歴の判断基準	修復歴とならないものの補助規定
1	**クロスメンバー** （フロント・リヤ）	1）交換されているもの 2）曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	① 小さな凹み又はその修理跡があるもの ② 突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	**サイドメンバー** （フロント・リヤ）	1）交換されているもの 2）曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	① アッパーサポートの先端部より前に位置する部分、及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ② けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③ バンパーステー取付け部の軽微な凹み又はその修理跡があるもの ④ 突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	**インサイドパネル** （フロント） **ダッシュパネル**	1）交換されているもの 2）外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① アッパーサポートの先端部より前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ② 軽微な凹み又はその修理跡があるもの
4	**ピラー** （フロント・ センター・リヤ）	1）交換されているもの 2）スポット打ち直しがあるもの 3）外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① 外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ② ボディサイドシルパネルの単体部品交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③ 外部を介さない凹み又はその修理跡があるもの ④ 1BOX車等のルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤ 軽微な凹み又はその修理跡があるもの
5	**ルーフ**	1）交換されているもの 2）ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの 3）ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡があるもの	インナー部に軽微な凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	**センターフロアパネル** **フロアサイドメンバー**	1）交換されているもの 2）パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3）破れ（亀裂）があるもの 4）外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	① 突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ② 軽微な凹み、曲がり、破れ又はその修理跡があるもの
7	**リヤフロア** （トランクフロア）	1）交換されているもの 2）パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3）破れ（亀裂）があるもの 4）外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① リヤエンドパネル又はリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるもの ② 軽微な凹み、破れ又はその修理跡があるもの ③ スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み、軽微な破れ又はその修理跡があるもの
8	**ラジエーター** **コアサポート**	交換されており、かつコアサポートと隣接するインサイドパネルに凹み、クロスメンバーに曲がり凹み、サイドメンバーに曲がり凹み、又はその修理跡があるもの	

① クランプ跡があるものは、「修復歴車である疑いが強い」ので注意深く検査し、骨格部位の損傷や修理の痕跡発見に努める。その上で、「骨格部位に凹み・曲がり又はその修理跡がなく、かつ、修正機により修正された状況が確認できない場合」は、修復歴としない。

② 軽微な損傷（凹み、破れ等）が一つの部位に複数個有り、その損傷が近接もしくは連続している場合は、修復歴とする。

③ フレーム付き車や輸入車の一部等で、車種・構造の特殊性により上記判断基準をそのまま適用することが適切でないと判断される場合は、主催商組の基準を暫定的に適用することができる。

（別表Ⅱ） 評価点および評価基準

評価点	走行距離	初年度登録後の経過月数	内容	内装	外装
S点	10,000㎞まで	12ヵ月まで	内外装とも良好な状態	A	A
6点	30,000㎞まで	36ヵ月まで	傷凹等が少々あるが加修対象とならないもの	A	A
5点	50,000㎞まで	********	・傷凹等があるが軽微な加修で済むもの ・内外装に軽微な補修跡があるもの	B以上	B以上
4.5点	100,000㎞まで	********	・傷凹等があるが多少の加修で済むもの ・内外装に多少の補修跡があるもの	C以上 （どちらか一方がB以上）	
4点	150,000㎞まで	********	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装に補修跡があるもの	C以上	C以上
3.5点	********	********	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装に多少雑な補修跡あるもの	D以上 （どちらか一方がC以上）	
3点	********	********	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装の補修跡が雑なもの	D以上	D以上
2点	********	********	・傷凹錆腐食等の全体的な加修が必要なもの ・内外装の補修跡が雑で再仕上げを要するもの ・上記3点評価車を上回る減点要因があるもの	E以上	E以上
1点	********	********	冠水車、消火剤散布跡車	×	×
R点	********	********	修復歴車、未修復車	E以上	E以上
ブランク	********	********	粗悪車、多大な加修費用を要する事故現状車	*****	*****
注	①修復歴車で冠水車、または修復歴車で消火剤散布跡車の場合は「R1」とする。 ②検査不可能車（ボンネットフード、トランクフード、ドア等が開かないもの）は、検査不可能箇所を明記し、評価点を付与する(車台番号が確認できない車両は出品不可)。 ③メーター交換車、ひょう害車は「持ち点車」（2点以上）扱いとする。 ④登録月の申告がない場合は、1月登録車とみなし評価点を算定する。 ⑤初年度登録後の経過月数は、初年度登録月を含む。				

（別表Ⅲ） 内･外装補助評価点

外装評価

補助評価	内容	目安
A	加修の必要がないもの	小傷、小凹、良好な補修跡が少々あるもの
B	軽微な加修が必要なもの	･軽微な加修を必要とする傷、凹があるもの ･多少の補修跡があるもの ･軽微な錆等が少数まで ･ガラスにヒビ割れ、小傷があるもの ･上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
C	加修を必要とするもの	･加修を必要とする傷、凹があるもの ･補修波があり色ムラ、ボケが多少あるもの ･錆、腐食が多少あるもの ･交換を要するガラスの割れ、目立つ傷があるもの ･上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
D	大きな加修を必要とするもの	･加修を必要とする大きな傷、凹が多数あるもの ･加修を必要とする錆、腐食が多数あるもの ･上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
E	再生が容易でないもの	上記以上のもの

内装評価

補助評価	内容	目安
A	加修の必要がないもの	･軽微な清掃で戻るもの ･目立たない小スレ、小傷まで
B	軽微な加修が必要なもの	･清掃で目立たなくなる汚れがあるもの ･小さな破れ、コゲ、ビス穴等があるもの ･上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
C	加修を必要とするもの	･清掃が必要なシミ、汚れがあるもの ･傷、破れ、コゲ、コゲ穴、ビス穴 ･ペイントがあるもの ･上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
D	大きな加修を必要とするもの	･主要部品の交換が必要なもの ･欠陥部品が多数あるもの ･目立つ傷、破れ、コゲ、コゲ穴等が多数あるもの ･ペンキが付着しているもの ･異臭があるもの ･全体に錆が多数あるもの ･上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
E	再生が容易でないもの	上記以上のもの

（別表Ⅳ） 評価点の上限基準

	基準	補足
5点上限	職権打刻車	国産車のみに適用
4点上限	色替え車	元色と異なる全塗装の場合のみに適用
3.5点上限	メーター改ざん車（＊）	
	走行不明車（＃）	
	骨格部位以外の溶接部位交換車	リアフェンダー、サイドシル、リアエンドパネル等の交換車両に適用
	修復歴としなかった骨格損傷車両	骨格の軽微な損傷で修復歴としない場合、ラジエーターコアサポート単体交換の場合に適用

（別表Ⅴ） 検査表示記号

部位	表記記号		適用レベル
ボディ バンパー	キズ	A1	カードサイズ程度のキズ
		A2	20㎝程度のキズ
		A3	30㎝程度のキズ
		A4	上記（A3）を超えるキズ
	エクボ	E	500円玉未満の小さな凹み
	凹み	U1	カードサイズ程度の凹み
		U2	20㎝×20㎝程度の凹み
		U3	30㎝×30㎝程度の凹み
		U4	上記（U3）を超える凹み
	補修跡	W1	仕上がりが良好なもの
		W2	加修波が若干目立つもの
		W3	加修波が大きく目立つもの、または、再仕上げを要するもの
	サビ （外板）	S1	小さなサビ
		S2	目立つサビ
		S3	大きなサビ
	腐食 （外板）	C1	小さな腐食・ウキ
		C2	目立つ腐食
		C3	大きな腐食
		C穴	腐食穴があるもの
	塗装	P	塗装に関する用語
	要交換	×	交換を要する損傷
	交換済	××	交換済みのもの
ガラス	キ ズ		目立つキズ
	飛 石		ボールペン先ぐらいのもの
	ヒビ割		500円玉程度のもの
	リペア跡		
	× 要		交換を要する損傷